



山梨労働局発表
平成26年12月22日

| | |
|----|---|
| 担当 | 山梨労働局労働基準部監督課 監督課長 上条 訓之 監察監督官 太田良雅美 電話 055-225-2853 |
|----|---|

年末年始無災害運動における建設業一斉監督の実施結果について

～133 作業現場に対して監督指導を実施～

山梨労働局（局長 三浦宏二）では、年末年始無災害運動の一環として、平成 26 年 12 月 1 日から 12 日までの間、山梨労働局内の 3 労働基準監督署（*1）が建設工事現場に対する集中的な監督指導を実施しました。結果は次のとおりです。

1 監督指導の結果（詳細は別紙参照）

- 3 労働基準監督署が監督指導を実施した建設工事現場数は 133 現場。133 現場のうち、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）に関する違反が認められたものは、75 現場（56.4%）。
- 安衛法違反が認められた 75 現場に対し、是正勧告（*2）を行ったほか、このうち死亡災害等の重篤な労働災害につながる危険性の高い法違反のあった 7 現場に対しては、当該違反が是正されるまで、立入禁止及び変更命令の行政処分を行った。
- 違反の内容をみると、元方事業者が関係請負人を適切に指導していないものが 40 現場と最も多く、ついで、高さ 2 メートル以上の作業場所からの墜落防止措置が適切に講じられていないものが 23 現場あった。
- 75 現場のうち 63 現場において、また立入禁止等の行政処分を行った 7 現場のうち 6 現場において是正されたことを確認した（12 月 18 日時点）。残る現場についても、速やかに違反事項が是正されるよう、関係事業場を指導している。

*1 管内3労働基準監督署とは、甲府、都留、鯉沢の3労働基準監督署である。

*2 労働基準監督官が監督において労働関係法令違反を認めた場合、是正期日を定めて是正勧告書を交付することによりその是正を指導し、是正の報告や再び監督を行うことによりその是正を確認することとしている。

2 今後の方針について

建設工事現場における安衛法違反については、死亡災害の発生等重大な労働災害につながる危険性が高いことから、引き続き、建設工事現場に対する重点的な監督指導を実施し、労働災害防止対策の徹底を図っていくこととしています。

また、今回の結果を踏まえ、発注機関及び関係団体に対し、別添 1 及び別添 2 により労働災害防止対策の徹底について要請を行いました。

別添 1

山梨労発基 1219 第 3 号
平成 26 年 12 月 19 日

別記別添 1 の 4 団体の長 殿

山梨労働局長

建設工事現場における労働災害防止対策の徹底について

日頃より、労働行政の推進に当たり格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、山梨労働局においては、平成 26 年 12 月 1 日から 12 日までの間、管内建設工事現場に対し集中的な監督指導を行ったところ、監督指導実施現場のうち 56.4%において労働安全衛生法違反が認められました。

平成 26 年度の労働災害発生件数は、前年同期と比べ増加しており、特に死亡者数については、昨年 9 人を上回り、現時点では 12 人（12 月 18 日現在）となっています。

このような状況を御理解いただき、元方事業者に対して、特に墜落・転落災害の防止及び下請事業者に対する適切な指導について管理を行っていただきますようお願いいたします。

なお、法違反の概要を添付いたしますので、指導に当たり御活用下さい。

山梨労発 1219 第 3 号
平成 26 年 12 月 19 日

別記別添 2 の 6 団体の長 殿

山梨労働局長

建設工事現場に対する労働災害防止対策の徹底について

日頃より、労働行政の推進に当たり格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、山梨労働局においては、平成 26 年 12 月 1 日から 12 日までの間、管内建設工事現場に対し集中的な監督指導を行ったところ、監督指導実施現場のうち 56.4%において労働安全衛生法違反が認められました。

平成 26 年度の労働災害発生件数は、前年同期と比べ増加しており、特に死亡者数については、昨年の 9 人を上回り、現時点では 12 人（12 月 18 日現在）となっています。

本年の法違反の概要は別紙のとおりですので、関係事業場に対し周知いただくとともに、特に下記事項に御留意の上、事業場における安全管理の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 墜落・転落災害の防止

特に、墜落等による重篤な災害が発生するおそれが高いとして立入禁止等を命じた現場が増加している。

高所からの墜落・転落災害は、死亡等重篤な災害に直結する可能性が非常に高いことから、手すりの設置や安全帯の確実な使用といった墜落防止対策を徹底して行うこと。

2 元方事業者による下請事業者への適切な指導

監督指導を実施した建設工事現場の 30.0%において、元方事業者が関係請負人に対し、法令に違反しないための必要な指導を適切に行っていなかった。

建設工事現場においては、複数の事業者による作業が混在しており、工事の一部を請け負う下請事業者単独では十分な労働災害防止対策を講じることが困難な場合があるので、工事全般について大きな権限と責任を有する元方事業者が、下請事業者を適切に指導することにより、元方事業者と下請が一体となって労働災害の防止に努めること。

別添 1

国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所
国土交通省関東地方整備局 富士川砂防事務所
農林水産省林野庁関東森林管理局 山梨森林管理事務所
山梨県

別添 2

社団法人 山梨県建設業協会
社団法人 山梨県治山林道協会
社団法人 山梨県土地改良協会
一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会山梨県支部
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会山梨県支部

法違反の概要

| 主な法違反事項 | | 現場数 | 主な法違反の概要 |
|----------------------------|---------------|--|----------|
| 事 項 | | | |
| 元方事業者の関係請負人に対する指導違反 | 40 (30.1%) | <ul style="list-style-type: none"> 元方事業者（元請）は、関係請負人（下請）等が法令に違反しないように、必要な指導を行わなければならないが、これを怠っていたこと。 | |
| 高さ 2 m以上の作業場所からの墜落防止措置の未実施 | 23 (17.3%) | <ul style="list-style-type: none"> 高さ 2 m以上の足場には、手すり、中さん、幅木等、足場の種類に応じた墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。 | |
| うち、立入禁止及び変更命令の行政処分 | 7 | <ul style="list-style-type: none"> 高さ 2 m以上の作業床の端や開口部には、囲い、手すり等を設け、墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。 | |
| 安全通路 | 13 (9.8%) | <ul style="list-style-type: none"> 作業場に通じる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、これを常時有効に保持しなければならないが、これを怠っていたこと。 | |
| 運転席から離れる場合の措置 | 10 (7.5%) | <ul style="list-style-type: none"> 車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、バケット、ジッパ一等の作業装置を地上におろし、原動機を止め、及び走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。 | |

注 1 一の現場で複数の違反が認められたものもあることから、合計と違反事業場数は一致しない。

注 2 現場数の（ ）内は、監督指導実施現場数からの比率。



山梨労働局

平成26年度 年末年始無災害運動



実施期間

スローガン

平成26年

12/1



平成27年

1/31

『安全の足並み揃えて 手を抜かず 年末年始もゼロ災害』

主旨

山梨県内の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、平成26年10月末日現在、602名と前年同期に比べ約8.9%増加し、特に死亡者数については9名と、すでに前年の8名を上回っており、年末に向け、憂慮すべき事態となっています。

このような状況の中、職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者双方が改めて安全衛生意識、危険感受性を高めることが必要であり、特に経営トップは、強い決意のもと自らが先頭に立ち、安全衛生活動について総点検を行い、安全衛生管理体制の見直し、安全衛生教育の徹底を図ることが必要となっています。

とりわけ年末年始は、あわただしく、生活のリズムも変わりやすく、大掃除や機械設備の保守点検・始動等、非正常作業が多くなることから、各事業場、職場では、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非正常作業における安全確認の徹底等に努めることが普段にも増して重要となります。

このような趣旨を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、「安全の足並み揃えて手を抜かず 年末年始もゼロ災害」を標語として展開することとします。

事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (4) KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と5Sの徹底
- (5) 非正常作業における労働災害防止対策の徹底
- (6) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (7) 安全衛生パトロールの実施
- (8) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (9) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (10) 交通労働災害防止対策の推進
- (11) 東日本大震災に伴う復旧・復興工事における労働災害防止対策
- (12) 化学物質管理の徹底
- (13) 腰痛予防対策、転倒防止、受動喫煙防止の対策の推進
- (14) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (15) インフルエンザ等感染予防対策の徹底
- (16) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (17) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



【主唱者】 山梨労働局、甲府・都留・鵜沢労働基準監督署

【推進団体】 (一社)山梨県労働基準協会連合会、甲府・都留・峡南・山梨労働基準協会
建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、(一社)日本ボイラ協会山梨支部
(公社)ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、(一社)山梨県鉄構溶接協会
(公社)建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 山梨支部

【協力機関】 国土交通省甲府河川国道事務所、国土交通省富士川砂防事務所、国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
林野庁関東森林管理局山梨森林管理事務所、山梨県

【後援団体】 日本労働組合総連合会山梨県連合会、山梨県経営者協会

詳しい実施要領については、山梨労働局ホームページ「年末年始無災害運動」を検索してご覧ください。

